

環 保 第 1 1 0 1 号
平 成 2 2 年 5 月 1 4 日

大 阪 府 環 境 審 議 会
会 長 奥 野 武 俊 様

大 阪 府 知 事 橋 下



ほ う 素 等 の 排 水 基 準 に 係 る
経 過 措 置 の 見 直 し に つ い て (諮 問)

標記経過措置の見直しにあたり、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第103条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種に係る事業場に対し、所要の改善期間を設けるために暫定排水基準及び適用期限を経過措置



としています。この適用期限が平成23年3月31日で終了することから、水質汚濁防止法の暫定排水基準の見直しを踏まえ、経過措置の見直しに関して貴審議会の意見を求めるものです。